

日本のラオス・カンボジア賠償と経済協力

篠 永 宣 孝

はじめに

近年アジア太平洋戦争の被害者の間から日本の戦後処理の問題に対して批判が高まっている。日本政府は講和条約等で補償・賠償は決着済みとの態度を崩していないが、従軍慰安婦、強制連行の被害者、朝鮮人戦犯、サハリン残留者、軍票を強制された香港被害者、泰緬鉄道労働者等から補償を要求する訴訟が提起されている。戦後補償・賠償の問題は果して日本政府の主張通り単純に解決済みとして処理することができるのでしょうか。本稿ではラオス・カンボジアを例に日本の戦後賠償と経済協力の問題を考察・検証する⁽¹⁾。

1. 日本の仮領インドシナ進駐

インドシナは19世紀中頃から特にフランスの帝国主義的進出の対象となり、フランスは1887年までにコーチシナ（ベトナム南部）を直轄領とし、トンキン（ベトナム北部）、アンナン（安南）、カンボジア、ラオス（1893年仮植民地）を保護領に收め、インドシナ総督を頂点とする総督府の行政組織の下に仮領インドシナ連邦——現在のベトナム、カンボジア、ラオス——として一元的支配を行っていた。この仮領インドシナに日本が特別の関心を抱くようになったのは太平洋戦争開戦前の1939年頃からであった。

満州で既に「15年戦争」の戦端を開いていた日本は、37年の日中戦争勃発で益々逼迫してきた戦略物資の応急的確保——日本は仮領インドシナで米、石炭、ゴム、錫、亜鉛、鉄鉱、マンガン鉱、クローム鉱、燐灰石などの資源の獲得を目論んでいた——と、仏印・ビルマを経由する蒋介石政権（重慶）への物資搬入ルート（援蔣ルート）——特に大きな比重をもっていた「仏印ルート」——の遮断を目的として、仮領インドシナへの進駐に向け画策を開始した⁽²⁾。日中戦争が長期に亘って国際的色彩を強め、海港を全て失った蔣政権

に対して英・米・仏がハイフォン-雲南（昆明）鉄道⁽³⁾による援助に乗り出していくと、この鉄道が俄然世界の注目を浴びるようになった。これに対し日本軍部は、英・米・仏によるこの援蔣行為が日中戦争の解決を妨げているとの認識を強めた。その上、日本はアメリカ合衆国からの物資の獲得が極めて困難な状況となり、39年以降特に深刻化した国内の食糧事情打開のため、仏領インドシナから米や軍需物資を調達しようと計画した。39年9月ヨーロッパで第二次世界大戦が勃発し、40年6月フランスがドイツに降伏すると、日本政府は直ちに「援蔣ルートの遮断」と仏領インドシナでの物資・資源の獲得をめざしてヴィシー政府と交渉（対仏印交渉）を開始した。対独協力政権となったヴィシー政府は、対独軍事同盟の締結を準備していた日本の軍事的圧力に最終的には譲歩せざるを得ず、40年8月30日に東京に於いて松岡洋右外相とアンリHenry駐日フランス大使との間で協定が成立した。この「松岡・アンリ協定」で、まず北部仏印での日本軍への軍事的便宜供与（軍事問題）と日・仏印間貿易と仏印での日本人の経済活動に於ける日本の優越性の保障（経済問題）とについて現地ハノイで交渉するという合意がなされた⁽⁴⁾。そして、この協定に基づき日本軍は仏印軍司令官マルタンに「現地細目協定」の締結（40年9月22日）を強要し、翌23日仏印軍と戦闘を交えながら陸路ランソンと海路ドーソンの二方面からベトナム北部に武力進駐した⁽⁵⁾。

「北部仏印進駐」を強行した日本政府は直ぐさま松宮大使を団長とする使節団をハノイに特派し、経済交渉（予備会談）を開始した。松宮使節団は仏印総督ドクーDecouxから日・仏印間の経済緊密化については合意を得ることができたが、日本政府が最優先議題としていた米、ゴム、鉱物（石炭）などの物資の購入すら成功しなかった。この予備会談を受け、40年12月30日よりフランス本国からの代表団を東京に迎えて本交渉が行われた。この本交渉も難航したが、日本側の強硬な態度の前にフランス側は結局日本の要求を容れざるを得ず、41年5月6日遂に「日仏協定」が成立した。続いて、横浜正金銀行とインドシナ銀行⁽⁶⁾との間で「日仏貿易決済細目協定」が調印され（7月15日）、日本は仏領インドシナからの必要物資の確保に成功したのである。即ち、日本が最優先議題としていた米は最低保証量として70万トンを確保し、トウモロコシ20万トン、ゴム1万5000トン（1941年度）、石炭80万トン、錫2800トン、タンゲステン300トン、鉄・マンガンは仏印の全生産量などを日本に供給することが約束され、これら物資に対する支払いは横浜正金銀行とイン

ドシナ銀行との間に円とピアストル（仏領インドシナの銀鑄貨）の清算勘定を開設することでその大部分が決済されることとなった。さらに、日・仏印間貿易の関税率が引き下され、仏印での資源開発のための企業進出や日仏合弁事業なども承認された⁽⁷⁾。こうして、日本は仏植民地政権を温存し利用することで、当初目標としていた仏印での重要物資の獲得に一応成功したばかりでなく、燐鉱開発などを目的とする日本企業の仏印進出も具体化していく。日本にとって最も重要であった石油は仏印では調達できず、ボーキサイトなどの戦略物資の開発もなかなか進捗しなかった。そうした中、日本の国策は南進政策か北進政策かを巡り軍部・政府内の議論が大きく分裂していたが、独ソ戦開始（41年6月）の頃から「大東亜共栄圏」・「帝国経済自給圏」構想の実現のためには南部仏印への進駐が必要であるとの合意が形成されてきた⁽⁸⁾。そこで、日本政府は今度はフランスのヴィシーでペタン政権と直接交渉することで、「南部仏印進駐」に関する合意を獲得し——「仏印の共同防衛に関する日仏議定書」・「軍事協力に関する交換公文」（「日仏共同防衛協定」）——、41年7月28日に日本軍は南部インドシナへ「平和」裡に進駐したのである⁽⁹⁾。

このようにして、日本は「北部仏印進駐」に続き「南部仏印進駐」も実現し、仏領インドシナの植民地政権・行政機構の存続をはかりつつ、45年3月までフランスとの共同統治（「日仏二重支配」）を行った。だが、この日仏共同統治とは名ばかりで、実際にはフランスは植民地政権を存続させるためには日本に全面協力するほかなく、日本はこの間戦争遂行のためにインドシナの資源・物資を収奪し大いに利用することができたのである。例えば、「仏印進駐」後、インドシナは日本の貿易相手国として、41年に中国、タイに次ぐ第3位、42年と43年に第2位、44年に第3位と非常に高い位置を占めるようになった上、日本がインドシナに最も期待していた米については、40年に日本の米総輸入量の26%、41年に25%、42年に37%、43年に58%と極めて高い比率を占めていた——但し、44年は5%、45年は略ゼロと急落した——。更に、インドシナは日本の南方進出（南方軍）への兵站補給基地とされ、インドシナ米は東南アジアに展開していた日本軍にも供給されることになった⁽¹⁰⁾。日本軍による物資・食糧の強制収用や日本軍に支払う防衛分担金の調達のために仏印当局による紙幣の濫発などで引き起こされたハイパーインフレイションによってインドシナの民衆は極度の生活難に陥ったばかりでなく、飛行場・兵舎等軍事施設建設のための強制労働や牛馬・車・船・家屋などの徴発によって日本軍はインドシナの住民に多大な

負担を強いたのである。また、日本軍によって行われた資源収奪がインドシナの人々に悲惨な結末をもたらした象徴的な出来事として、44年末から45年前半にかけてベトナム北部で発生した大飢饉によって一説に200万人の餓死者⁽¹¹⁾を出したと言われている大惨事が勃発した。これは、44年の秋作から45年の春作にかけてベトナム北部を襲った天候不順（44年秋の台風被害）、日本軍による米の大量徵發とフランス植民地政権が実施していた米の強制買い付け制度による米の備蓄（45年3月までに50万トン）、日本の軍需のためジュート（黄麻）、ヒマ（機械油の原料）、綿、落花生、胡麻など纖維性・油性作物栽培の強制（=転作による米・穀類生産の減少）、ビルマ・タイと共に米の三大輸出地の一つであったベトナム南部（コーチシナ）から恒常的食糧不足地域であったベトナム北部への米の輸送の途絶——米軍の爆撃などで鉄道や道路や橋が寸断されたため——などの要因が重なって引き起こされたものと考えられている⁽¹²⁾。この45年飢饉も当時米が豊富にあったカンボジアでは発生せず、カンボジア農民も華商も進駐してきた日本軍に米を販売したと言われているので⁽¹³⁾、ベトナム南部には米の在庫が相当量あったものと思われる。

さて、1943年頃より東南アジアに於ける日本の戦況が悪化し、44年10月のフィリピン沖海戦に敗れて以降、連合軍のインドシナ上陸の可能性が一段と高まってきた。他方ヨーロッパでは、44年8月ドゴールによってパリが解放されヴィシー政権が崩壊すると、最早仏印当局の「対日協力」は期待できなくなった。こうした事態に対処するために、日本はインドシナからフランスを完全に追放するという対仏印強硬政策に転じた。斯くて、45年3月9日に日本軍はインドシナ全域で軍事行動を開始し、「仏印処理」と呼ばれる一種の軍事クーデタ（「3・9クーデタ」）を決行して仏植民地政権を打倒した。インドシナでは、日本は他の東南アジア占領地のような軍政を布かず、3月11日に阮朝バオダイ帝にベトナムの「独立」を、翌々日の13日にはシアヌーク王にカンボジアの「独立」を、そして4月8日にはルアンプラバーン王国のシーサワンウォン王にラオスの「独立」を宣言させた。だが、このベトナム、カンボジア、ラオス3王国の「独立」は日本軍の支配下でなされた形式的なものであり、インドシナに於ける事実上の日本単独支配体制が8月の日本降伏まで続いたのである⁽¹⁴⁾。

2. 日本のラオス準賠償と経済協力

(1) 戦後ラオスと日本の戦後処理

1945年7月のポツダム会談で、早くも仏領インドシナの戦後管理問題が連合軍間（特に米・英・ソ連間）で話し合われた。そして、日本軍を武装解除するために、北緯16度線を境に北部には中国軍（蒋介石軍）が、南部にはイギリス軍（英印軍）が進駐してインドシナを分割管理することが決定された。こうした連合国間の一方的で独断的な取決めが後のインドシナ戦争・ベトナム戦争の一因となってゆくのである。

日本の「仏印処理」直後の45年4月に「独立」を認められたラオスのシーサワンウォン国王は、直ちにペッサラート殿下を首相に任命して王国の統治に着手したが、日本が連合軍に無条件降伏（8月15日）したために国王は大きな後楯を失ってしまった⁽¹⁵⁾。一方ラオス国内では、日本の敗戦を機に完全なラオス独立を求める運動が一斉に沸き起こってきた。ペッサラート首相は各地のこうした抗仏・反日組織を一つの民族統一戦線「ラオ・イサラ（自由ラオス）」にまとめあげ、45年10月12日ラオ・イサラの代表者たちはビエンチャンに集まりラオス臨時政府を樹立した。そして、親仏的なシーサワンウォン国王を退位させ、新国家元首にペッサラート首相を選出したのである。

ところが、45年8月末に早くもインドシナへの復帰を宣言していたフランス政府は、9月2日にはフランス降下部隊の一部をルアンプラバンへ派遣し、翌年3月からフランス軍はラオス南部に進駐していたイギリス軍の支援を受けてラオスの再植民地化を本格化させた。近代兵器に優るフランス軍は、ラオス南部からメコン川岸の諸都市を占領しながら北上し、ラオス北部で日本軍の武装解除を行っていた中国軍の撤退を勝ち取った後、短期間でラオスの主要都市を次々と制圧していった（4月ビエンチャン占領）。こうして、ラオスのほぼ全土を掌握して再植民地化を完了したフランスは、47年5月に憲法を制定してラオスを立憲君主国家とし、49年7月には「ラオスーフランス協定」を締結して、フランス連合内での独立（ラオス王国）を承認した⁽¹⁶⁾。

フランス軍にラオスを追われたラオ・イサラ政府（ラオス臨時政府）は、タイのバンコクにラオス亡命政府を樹立して、政府の正当性とラオスの完全独立を主張した。また、ラオ・イサラの一部の勢力はラオスに残留して、山岳地帯を根拠にゲリラ戦を展開して抵抗

を続けた。だが、「ラオス-フランス協定」の締結によって、亡命政府は完全独立を目指すグループ（スパヌウォン殿下、ペッサラート）とフランス連合内の独立を承認する妥協派（プーマ殿下、サンソット）とに分裂し、49年10月亡命政府は遂に解散に追い込まれた。スパヌウォン殿下を中心とする急進グループは、ベトナムの救国と民族解放を目指した民族統一組織「ベトミン（ベトナム独立同盟）」——既にフランスと全面戦争に突入していた——との共闘を深めつつ、ラオスに残留していたラオ・イサラ勢力や少数民族などの反仏グループをラオス北部の山岳地帯に糾合し再結集を図った。こうして、50年8月に新たな連合組織「ネオ・ラオ・イサラ（ラオス自由戦線）」が結成され、フランスの「傀儡」のビエンチャン政府（ラオス王国）に対立する抗戦政府（首班スパヌウォン）が樹立された。ネオ・ラオ・イサラ軍はラオス内でゲリラ戦を展開し、ベトナムに隣接する山岳地方に次々と解放区を建設していった。そうして、50年11月ネオ・ラオ・イサラはベトナムやカンボジアの反フランス抵抗派と連携して「インドシナ民族統一戦線」を組織し、団結を一段と強めて抗仏戦争に当たることとなった。

これに対しフランスは、インドシナ半島全域に拡大してきた戦争を単独で遂行することは財政的にも軍事的にも困難であると判断し、50年3月アメリカ合衆国に武器援助を要請した——これがアメリカにインドシナ戦争介入への糸口を与えることになった——。フランス連合内の独立を達成したビエンチャン政府は、解散したラオス亡命政府の妥協派をも取り込み、プーマ首相の下で経済・社会開発計画を実施して王国の体制固めに努め、50年2月にはアメリカ、イギリスなどから王国の承認も得て国際的な認知も取り付けた。こうした中で、51年9月にアジア太平洋戦争の終結と国交回復のためのサンフランシスコ対日講和会議が開催されることとなり、ビエンチャン政府はフランス連合の一員としてカンボジア政府と共にこれに参加した。そして、ラオスは対日講和条約に署名し、翌年6月に批准書を寄託して日本との国交を回復したのであった。

一方日本では、戦後対日講和が問題となる中で、連合軍アメリカが中心となって対日賠償問題は処理されて行くことになった¹⁷⁾。日本による連合国への賠償については、45年7月のポツダム宣言に於いて、日本からの実物賠償の取り立てが謳われており、対日賠償の原則が初めて明示されていた¹⁸⁾。そして、戦後対日賠償政策の具体案は、既に対独賠償問題を手掛けたアメリカ大統領特使兼大使E.W.ポーレーに委ねられた。ポーレーは45年11

月に賠償使節団長として来日し、12月に中間報告書、46年4月に最終報告書を発表した。ポーレーの賠償案は、日本の非軍事化を目的として、日本の過剰な工業設備を撤去してアジア近隣諸国に対する賠償の一部に充当し、アジア諸国の戦後復興・工業化に活用するというものであった。続いて、47年4月に公表された「中間賠償即時取立指令に関する極東委員会米国代表マッコイ少将声明」により、アメリカ政府は、日本の産業施設の30%を特定の戦災四カ国——中華民国、フィリピン、オランダ（オランダ領東インド）、イギリス（ビルマ、マライ、極東イギリス植民地）——のために使用すると指令した。こうして、48年1月から「中間賠償」という形で工場機械などが撤去され、上記の諸国に搬出されたのである⁽¹⁹⁾。ところが、46年3月チャーチルの「鉄のカーテン」演説以降、トルーマン・ドクトリン（47年3月）、ベルリン封鎖（48年4月）と米・ソ対立の激化・冷戦体制の深化に伴い、対日占領に要するアメリカの経費負担を軽減するためにも日本の経済復興を促進し、日本をアジアの工場・自由主義陣営の拠点にする必要があるとの考え方から、対日賠償政策は賠償緩和の方向に大きく転換して行くことになった。即ち、47年1月に来日したストライク賠償調査団は、ポーレー案の中止と一般工業部門の機械撤去を大幅に緩和した賠償案を立案した。次いで、48年3月にはケミカル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー会長P.H.ジョンストンを団長とする調査団が来日し、同年5月に発表されたジョンストン報告書は、ストライク案を更らに軽減・緩和した内容で、6億6200万円（1939年価格）の賠償額を提示した。そして、49年5月遂に折から進んでいた中間賠償の打ち切りを内容としたマッコイ声明が出されるに至った。斯くて、日本の工業設備の撤去とアジア諸国の工業化への転用という当初の構想は完全に消え去ったのである。

このような対日賠償緩和の方向は、1949年10月の中華人民共和国の成立、50年2月の中ソ友好同盟相互援助条約の締結、同年6月の朝鮮戦争勃発などにより一層決定的なものとなった。アジアに於ける対共産主義防衛のために日本の軍事的重要性が益々高まって行くなかで、アメリカ、イギリス、フランスといった主要連合国は対日無賠償による講和方針を採用することとなった。こうして、51年9月にサンフランシスコで対日講和会議が開催された。講和会議は米・英両国によって起草された条約の草案に対する署名を目的として招集されたもので、連合国を構成する55カ国のうち51カ国が参加し、49カ国が対日講和条約に調印した⁽²⁰⁾。この条約で米・英など連合国の中には対日賠償請求権を放棄したが、フ

イリピンに代表される東南アジア諸国の強硬な反対によって、日本に占領され損害を被った連合国が希望するときにはそうした賠償——ただし金銭ではなく役務・生産物による賠償——に応じなければならないとの条項が挿入された（講和条約第14条）。そして、この講和条約に基づいて日本に戦時賠償を請求したのはフィリピンと南ベトナムの2カ国のみであり、日本は個別に交渉を行って賠償協定をそれぞれ1956年と1959年に締結した。講和条約の締約国とならなかつたビルマとインドネシア両国は、別途日本と平和条約と賠償協定をそれぞれ1954年と1958年に結んだ。また、日本は中国（または台湾）及びインドと個別に平和条約を締結したが、両国は共に対日賠償請求権を放棄した⁽²⁾。

こうした賠償協定に基づいて、日本はようやく戦時賠償を実施することになったが、協定を締結した上記4カ国は、いずれも経済協力と抱き合いで賠償額を決定したという経緯があるので、日本の戦時賠償を国別賠償、無償供与（準賠償）、借款の協定金額で示すと次の通りである（表1）。

表1 日本の対東南アジア賠償

	賠償	無償供与	借款
ビルマ 同（追加1963）	20,000万ドル（720億円）	14,000万ドル（504億円）	5,000万ドル（180億円） 3,000万ドル（108億円）
フィリピン	55,000万ドル（1980億円）		25,000万ドル（900億円）
インドネシア	22,308万ドル（803億880万円）	17,691万ドル（636億8760万円）	40,000万ドル（1440億円）
ヴェトナム	3,900万ドル（140億4000万円）		1,660万ドル（59億7600万円）
ラオス		10億円	
カンボディア		15億円	

出所：塚本孝「戦後補償問題—総論(1)」国立国会図書館、ISSUE BRIEF, No.228（『調査と情報』第228号）1993年、8頁。

ビルマ、フィリピン、インドネシア、南ベトナムの4カ国に支払われた賠償は合計10億1208万ドル（円換算で3644億4880万円）であり、300億ドルと言われた賠償請求国（ベトナム）の要求額と比べると余りにも「少額」で、その僅か3%に過ぎなかつたのである⁽²⁾。このように日本の賠償が請求国（ベトナム）の要求額よりも大幅に減額されたのは、冷戦体制が日本の賠償交渉にも反映されたうえ、戦後旧植民地宗主国が容易に東南アジア諸国から撤退しなかつたことから、これら諸国は政治的混乱・内紛にみまわれて完全な独立の達成が遅れたという事情による。

これら諸国への戦時賠償は、金銭によってではなく、農業用・輸送用機械、工場プラン

ト、水力発電所・ダム建設、鉄道・道路・港湾・通信網の建設・整備、船舶・トラック・医療設備などの供与、繊維品・缶詰など消費財の供与など生産物と役務の形で、いずれも5年から20年間に分割して実行された。このように、東南アジア諸国への賠償は、講和条約で規定された役務賠償の一環として、主として建設事業による経済基盤（インフラストラクチャー）の充実と産業開発・工業の振興に向けられたと言えよう。

(2) ラオス準賠償と経済協力

連合国と日本の講和・賠償問題が処理されて行くなかで、講和条約締約国の一員となつたビエンチャン政府（ラオス王国）は、ネオ・ラオ・イサラをなんとか取り込もうと考えていたフランス政府に対して権益の返還を迫り、53年10月にフランス-ラオス連合友好条約を締結することに成功し、ラオス王国の完全独立を達成した。しかしながら、抗仏戦争の先陣を切るネオ・ラオ・イサラの属する「インドシナ民族統一戦線」は、54年春からラオス全域で作戦を展開するようになり、ビエンチャン政府の統治能力は次第に減退して行き、その勢力範囲はラオス国内の半分以下に落ち込んでしまった。そうして、「インドシナ民族統一戦線」は、同年5月遂にラオス国境に近いベトナム西北部のディエンビエンフーでフランス軍を決定的な敗北に追い込んだ。その結果、フランスのインドシナ干渉（インドシナ戦争）に終止符を打つジュネーブ国際会議がスイスで開催された（54年7月）。この会議には、米・英・ソ・中の4カ国と戦争当事者であるフランスとベトナム民主共和国、フランス連合内のインドシナ3国——ラオス王国（ビエンチャン政府）、カンボジア王国、バオダイ政権のベトナム国（サイゴン政府）——の9カ国が参加し、ジュネーブ協定が締結された²³。協定成立後、フランス軍はインドシナ半島から速やかに撤退していくが、それに代わって今度はアメリカが反共政策を掲げてインドシナへの介入を開始した。51年9月にラオスと経済援助協定を締結していたアメリカは、55年初めより軍事援助も開始してラオスへの干渉を本格化させていった。一方ラオス王国内では、ネオ・ラオ・イサラを取り込んで中立化政策を探ろうとするプーマ首相²⁴のグループ、共産主義勢力の浸透を恐れる王室や右派軍人などの親米派のグループ、そして56年1月にネオ・ラオ・イサラを改称したネオ・ラオ・ハクサト（ラオス愛国戦線、NLHS）——この戦闘部隊がパテト・ラオである——との間で確執・抗争が続いていた。

このように東西両陣営の対立がラオス国内にも反映され国内が大きく二分された不安定

な政治状況の中で、そしてまた米・英・仏主導の無賠償主義が大勢を占める中で、選択の余地が殆ど残されていなかったビエンチャン政府は、56年12月15日に懸案であった対日賠償請求権の放棄を日本に通告してきたのである——翌年3月11日正式に放棄——。日本政府はこの事実を考慮して、58年10月15日にラオス王国と「経済及び技術協力協定」を締結した（59年1月発効）。この協定で日本はラオス王国に対して、生産物及び役務の供与からなる10億円（約278万ドル）の無償援助（準賠償）を実施することを約束した。準賠償とはいえ、この援助額は、後に大きな問題を残すことになった南ベトナムへの賠償3900万ドル（140億4000万円）と比較しても極めて「少額」（南ベトナムの14分の1）であり、日本にとっては殆ど「支払わなくて済んだ賠償」であったと言えよう²⁵（表1参照）。この協定に基づき日本は、少額であったとはいえ、ラオスの経済開発・工業化プロジェクトに準賠償資金を充当してゆくことになった。最初の無償援助による工事として「ビエンチャン上水道建設計画（カオリオ浄水場）」が対象とされ、三菱商事と久保田水道が63年に6億602万1000円（9億9800万円）²⁶で工事を請負い、64年10月にラオス側に引き渡された。同じく63年には「ビエンチャン発電所建設計画」の資材供給を三菱商事が請負い、2億5493万8000円（2億7000万円）²⁷の援助資金で発電所の建設が行われた。さらに、「三橋梁建設計画調査設計」や「ナムグム・ダム建設計画調査予備設計」などが実施された。そうして、65年1月をもって対ラオス経済技術協力援助は完了した。援助の全品目は表2の通りである。

表2 対ラオス経済技術協力品目別認証額
(単位:千円)

1. プロジェクト類	921,649
ヴィエンチャン上水道建設計画	606,021
設 計	27,260
建 設	573,300
追加資材供給	5,461
ナムグム・ダム建設計画調査予備設計	49,890
三橋梁建設計画調査設計	10,800
ヴィエンチャン発電所建設計画	254,938
資材施設の供給及建設	239,700
変圧器の供給	15,238
2. 資 材	77,844
錫鉱山開発用ディーゼル発電機	19,764
ヴィエンチャン市配電網用電線及碍子	58,080
合 計	1,000,000

出所：大蔵省財政史室編『昭和財政史』第1巻、526頁。

こうした日本の賠償あるいは準賠償という形での無償資金・技術協力を実施するうえで大きな役割を担うことになったのは、日本の商社やコンサルタント会社などであった。商社やコンサルタント会社は、東南アジアの賠償受け入れ国に経済開発・工業化プロジェクトを持ち込み、賠償・準賠償資金でもって、日本企業が建設資材の供給や建設工事（賠償工事）を実施するという方式が定着することになった。即ち、賠償資金による経済協力と日本の輸出振興がワンセットで実施されることになったのである。ラオスに於いても、上記のナムグム・ダム建設では久保田豊設立の技術コンサルタント会社（日本工営会社）が中心的役割を担うことになった⁴⁴。

久保田豊がラオスのナムグム・ダム建設に関わりを持つようになったのは、55年夏エカフェ（国連アジア極東経済委員会）総会が東京で開催された時に、ビルマやベトナムで進めている久保田の事業に関心を持ったラオスの代表から、ラオスの国土開発にも協力を求められたことに始まる。ジュネーブ協定後、カンボジア、ラオス、タイ、南ベトナムの4カ国政府がアメリカにメコン河開発調査を要請したのを受けて、アメリカ開拓局がメコン河下流域を踏査したが、ほぼ同じ頃エカフェもメコン河の調査とその開発を手がけようとしていた⁴⁵。日本工営社長久保田は、56年エカフェからコンサルタントとしてメコン河開発調査団への参加を要請され、翌年にはアメリカも加えた第2回ホイラー調査団にも参加を求められた。そして、このホイラー調査団の報告書に基づいて、メコン河沿岸4カ国間でメコン河開発調査委員会（通称メコン委員会、57年10月エカフェの支援で発足）が持たれ、以後の調査費用は国連が拠出することになり、エカフェ参加国にも協力が要請された。久保田や小林中（元開発銀行総裁）の政界（岸首相、佐藤蔵相、藤山外相など）への働きかけによって日本政府もこれに協力することになり、久保田を団長として、59年1月から三次に亘ってメコン河下流域主要支流踏査団を派遣した。そして、日本政府はメコン河開発調査への援助を以後毎年6000～7000万円計上することとなり、メコン河支流のそれぞれカンボジア、ベトナムの一ヵ地点の調査を日本工営会社に委託した。また、日本工営会社は国連の指定コンサルタントとなり、ベトナムのセサンとラオスのナムグムの調査も受注した。日本がラオスへの経済技術協力のために10億円の無償供与を決定したとき、その資金はメコン河支流ナムグム川の調査にも充当されることとなった。これは国連のメコン開発計画とは別に進められることになり、日本工営会社の手で直ちに調査が開始され

た。当時、現地のナムグム近辺はラオス政府に反抗するパテト・ラオ軍が出没する危険な状況であったが、苦難の末日本工営会社はナムグム・ダムの計画設計を完成させたのである。こうして、66年からようやくナムグム・ダム建設が実施されることになり、アメリカが工事費の半額を負担し、日本も相当額の援助を行い（ナムグム・ダム建設基金として14億4000万円出資）、他の多数の国・機関も資金拠出することで合意がなされた。日本工営会社は、65年ナムグム・ダム詳細設計及び工事監督のコンサルティングを受注し、翌年間組にダム調査要員派遣業務（207万円）を発注した。そして、68年にはラオスメコン委員会より間組にナムグム・ダム建設工事請負い（51億7644万円）の発注がなされた³⁰。日本政府は、58年締結の経済技術協力協定に基づく無償供与が完了した後も、ナムグム開発計画に対して74年に31億8000万円、76年にはナムグム第2期開発に対して20億1000万円、83年からナムグム・ダム水力発電タービンのため約1億円の有償資金協力（借款）を行った。こうして、85年にビエンチャン市北方70kmのナムグム川に発電容量15万キロワットのナムグム水力発電所が完成した。日本政府は結局、総工費9300万ドルのうち約70億円を拠出したのである³¹。

日本政府はその他にもラオス政府に対し、65年から75年（ラオス人民民主共和国成立）までに次のような無償経済協力を行った。食料援助、ワッタイ空港滑走路延長計画、ワッタイ空港高速離脱誘導路の建設、難民村の建設、ビエンチャン上水道の補修計画、ビエンチャン技術学校の建物建設などで、合計54億円を援助した。さらに、ラオスの為替安定とインフレ防止の目的で64年に設立された「外国為替操作基金（FEOF）」に対して、65年より75年まで合計2260万ドルを拠出した。技術協力の面では、医療協力（68年より）、農業開発協力（70年より）のため専門家の派遣や機材の供与が実施された³²。

一方、ラオス国内では、ジュネーブ協定成立以降日本による準賠償が実施されていた間も、政治的混迷が一段と深まり、とうとう内戦にまで発展するに至った³³。ジュネーブ協定で定められた王国政府とNLHS（ラオス愛国戦線）の連合政府（首相プーマ）が難産の末成立してラオスは統一されたが（57年11月）、それも僅か9カ月しか続かなかった。ラオスの中立化政策に不満を抱いていたアメリカの本格的介入と共に、連合政府内の親米右派グループが台頭し、パテト・ラオ（スパヌウォン）との交渉をまとめたプーマ首相に代えて親米派のブイ・サナニコーン内閣を成立させた。そうして、パテト・ラオ閣僚を逮捕

するという行動に出たことで、パテト・ラオ（NLHS）がサナニコーン政府に対して蜂起し、内戦が再開した。ところが、60年8月この親米右派政権に対して政府軍のコン・レ大尉がクーデタを起こし、平和・中立化政策を掲げるプーマを政権（中立派とNLHSの連合内閣）に復帰させた。しかし、再び右派のノサバン将軍が蜂起し、コン・レ軍を敗って右派政権を成立させるという如く、ラオス国内で三派（右派、中立派、左派）の内戦が激化した。そんな中、中立派のプーマとパテト・ラオが再び歩み寄ったことから、三派の間で停戦の合意が成立し（61～62年）、62年6月第二次連合政府（三派連合政府、首相プーマ）が樹立された。そして、同年7月にはラオスの中立を定めたジュネーブ協定も調印された。だが、中立派要人の暗殺事件から中立派が分裂、この三派連合政府も10カ月で崩壊し、政治的混乱が再燃した。64年4月には右派による軍事クーデタが起り右派閣僚の増員を条件にプーマ内閣の存続を認めたものの、翌5月にアメリカ軍がラオス解放区への爆撃を開始したため、右派とパテト・ラオとの戦闘が再発・激化した。64年8月（トンキン湾事件）から開始したアメリカのベトナム内戦への本格的介入は、ラオスの内戦にも直ちに連動するようになった。南ベトナムでの武装闘争が激化してくると、北ベトナム軍は南ベトナムへの補給ルート（「ホーチミン・ルート」）の通過地であるラオスとカンボジアが戦略的に重要となり、パテト・ラオ（NLHS）への軍事的支援を強化する一方、アメリカ軍もそれを空爆の対象とするようになったからである。こうしてラオス内戦は益々拡大し、右派に取り込まれて次第に右傾化したプーマ政権とパテト・ラオ勢力は国内を二分して戦った。だが、北ベトナム軍（6～7万人）の強力な支援を得たパテト・ラオが69年頃から軍事的優位に立つようになり、75年6月遂にラオス全土を制圧するに至った。かくして、同年12月NLHS議長スパスウォンを大統領とする新生ラオス人民民主共和国（カイソン首相）が成立したのである。

こうして、30年間も続いた内戦が終結してラオスにもようやく平和が確立したが、革命新政権誕生の前後数年間は王国政府派の官僚、軍人、実業家、技術者、知識人、華僑、タイ人、ベトナム人、山岳高地モン族などが大量に国外脱出（30万～50万人）して、ラオスの経済・社会は混乱と麻痺状態に陥った。その上、新生ラオス政府は社会主义国家建設を開始したことから、アメリカを始めとする西側諸国の援助が停止され、ラオスの経済・財政は一挙に窮地に陥った³³。さらに、76～77年にラオスを襲った大旱魃と78年の大洪水に

による食糧不足がそれに追い打ちをかけた。こうした経済的苦境を開拓するため、ラオス政府は79年より自由主義経済原理の一部を導入する「新経済政策」を実施して、経済の再生を図ることになった。

以上のようなラオスの国内状況（政治的混乱・内戦）から、ラオスに対する日本の経済援助は、準賠償としての経済技術協力協定に基づく無償援助が終了した65年以降、ナムグム水力発電所の建設（85年完成）以外には際立った実績はなかった。そして、75年のラオス人民民主共和国成立以後は、ラオスの政治情勢が比較的安定していたにも拘らず、日本の援助協力はさらに低調であった。しかしながら、80年頃からラオス経済の回復が見られるようになり、80年代中頃よりラオス政府が経済の開放化・自由化政策——ラオス版ペレストロイカとも言える「新思考」「新経済メカニズム」（86年11月）——を本格的に推進するようになるに従って、日本のラオスに対する援助協力も飛躍的に増大していった。即ち、日本政府の対ラオス無償資金協力は、75年の1400万円から94年の46億4700万円へと増大し、この20年間の累計は332億円に達している。そして、87年から90年代前半の対ラオス援助実績では日本が世界一の援助国となっているのである。無償援助の内容は、幹線道路の整備、ナムグム発電所の補修、製薬技術開発センター建設、ビエンチャン都市交通網の整備、電話通信網整備、国立テレビ局整備、国際通信設備整備計画、ビエンチャン市上水道改善計画などのインフラストラクチャー・サービスや食料援助、債務救済援助、文化援助、草の根無償援助などである。また、JICA（国際協力事業団）を窓口に実施される技術協力——研修員の受け入れ、専門家派遣、開発調査、機材の供与、プロジェクト方式技術協力など——も同様に増加しており、75年以降中断していた海外青年協力隊員の派遣も90年から再開された³⁴⁾。

このようにラオス政府は、80年代後半より日本など先進工業諸国からの経済援助を仰ぎつつ、市場経済への転換を図っていると言えるが、97年からアジアで深刻な経済危機が発生した現実を考えると、依然としてその前途は多難と言わざるを得ない。

3. 日本のカンボジア準賠償と経済協力

(1) 戦後カンボジアと日本の戦後処理

戦後のカンボジアもラオスとほぼ同じような歴史的経過を辿ることとなった⁽³⁹⁾。45年の「3・9クーデタ」によって日本軍は一挙にフランスのインドシナ統治権を剥奪し、仏領インドシナを解体した。そして、3月12日日本軍の後援の下、シアヌーク王はフランスの保護条約の失効とカンボジアの「独立」を宣言した。だが、この名ばかりの独立は日本の降伏と共にあっけなく消滅した。日本降伏後の政治的空白を利用して、反仏民族主義の指導者ソン・ゴク・タンは、親仏派を一掃して自ら首相となりカンボジアの独立を維持しようと企てた。しかしながら、45年10月イギリス軍の支援を得たフランス軍がプノンペンに進駐してカンボジアへの復帰を果たしたので、ソン・ゴク・タンの目論見はあえなく頓挫した。フランスの復帰を見て直ちにフランスへの忠誠を表明したシアヌーク王は、46年1月フランスとの間でカンボジア統治に関する「暫定協定」を締結して、内政上の若干の自治を獲得するのに成功した。そして、47年5月には近代的立憲君主制国家を目指すカンボジア王国憲法を制定して、西欧的議会民主主義の導入に努めた。ところが、こうしたシアヌーク王の親仏的態度や「暫定協定」の内容に失望し反感を抱いたソン・ゴク・タン派や反仏民族主義者たちは、カンボジア西北部に逃れて「クメール・イサラク（自由カンボジア）」を組織し、完全独立を目指して抗仏武力闘争を開始した。また、南ベトナム国境周辺でも、ベトミンと連携したクメール抵抗派——ジュネーブ会議時の名称で、これもクメール・イサラクと呼称——（指導者ソン・ゴク・ミン）が同様に反仏・反政府活動を開いていた⁽⁴⁰⁾。

このような完全独立を求めるクメール・イサラクやクメール抵抗派の武装闘争ばかりでなく、シアヌーク国王と議会・内閣との対立・確執によって、国内は混乱し政情不安が続いた。こうした状況を開拓するため、シアヌーク王はフランスと交渉して49年11月「フランス－カンボジア協定」に調印し、フランス連合内の独立を実現した。しかしながら、カンボジアの司法権、外交権、軍事権、警察権、財政等が依然としてフランスに抑えられたままだったので、この独立は真の独立とは到底言い難かった。それ故、一部の国はカンボジアを独立国家として承認するのを躊躇したが、アメリカなど西側諸国は直ちにこれを承認した。そして、51年のサンフランシスコ対日講和会議には、カンボジア政府はフランス連合の一員として代表団を派遣し、対日講和条約に調印したのであった——翌年6月カンボジアは批准書を寄託して日本と国交を回復した——。一方、クメール・イサラクや

抵抗派勢力は、旧インドシナ連邦の焼き直しに過ぎないような「フランス－カンボジア協定」を屈辱的条約と非難し、一層抗仏・完全独立を叫んで武力闘争を強めていった。シアヌーク王はこれらのイサラク運動、反政府・反王国宣伝、反仏デモに対して強硬措置を講じない政府に業を煮やして、52年6月遂にクーデタを決行した。シアヌーク王は全権を掌握して自ら首相に就任し、3年以内に国内の平和回復やカンボジアの完全独立を実現することを国民に約束した。そして、53年2月シアヌーク王は勇躍渡仏してフランス政府と交渉を開始したが、対仏交渉は最初から難航した。シアヌーク王は自ら陣頭に立って完全独立の必要性を国際世論にも訴え、「独立十字軍運動」と称されるほど東奔西走・奮闘することで、遂にフランス政府から全面的譲歩を引き出すことに成功した。こうして、53年11月8日シアヌーク王はプノンペンに凱旋し、翌9日——以後この日は独立記念日となる——カンボジアの完全な独立を祝う盛大な式典が挙行されたのである。カンボジアの完全独立の達成により、クメール・イサラクなどの反政府活動は目標を失い、国内の治安は次第に回復していった。そして、54年7月のジュネーブ協定の成立によって、カンボジアの「完全独立」と「安全保障」が国際的に承認されたばかりでなく、ベトミン軍はカンボジアから撤退し、クメール抵抗派も武装解除に応じて活動を一時停止したのである。

斯くして、全権を掌握したシアヌーク政権下のカンボジア王国は、新生独立国家として誕生した喜びの中、54年11月27日外交ルートを通じて、アジア太平洋戦争中の日本軍のカンボジア進駐によって蒙った被害にかかる対日賠償請求権を放棄する旨通報してきたのであった。だが、このシアヌークによる対日賠償請求権の放棄には、当時対外的にシアヌークの置かれていた微妙な立場（東西対立の狭間）に留意する必要があろう。日本政府はカンボジアの好意に応えるために、同年12月2日カンボジア政府に対して経済・技術面での協力を提供する用意があることを表明した。55年3月シアヌーク王は突如退位を発表し、4月に新組織「人民社会主義共同体（サンクム）」⁶⁷を結成して自ら総裁に就任した。そして、9月の総選挙で大勝することで、「サンクム＝国民議会＝政府」という事実上の一党独裁体制を確立した。首相（兼外相）に就任したシアヌーク殿下は、同年12月4日に国賓として訪日し、日本政府に対しカンボジアへの経済協力を要請した。これを受けて、6日衆議院でカンボジアの対日賠償請求権放棄に対する感謝決議が行われ、「日本・カンボジア間友好条約」がシアヌーク殿下と重光外相との間で締結された（55年12月9日）。この

条約には、「両締約国は、両国間の経済的、財政的、技術的及び文化的協力関係を強化することを目的とする諸協定を締結するため、交渉を開始するものとする」という条文が盛り込まれており、これは後の日本の経済技術協力を約束するものであった³⁸。

(2) カンボジア準賠償と経済協力

シアヌークのサンクム独裁体制は成立以後益々強化されて行ったが、隣国でのベトナム戦争とラオス内戦は東西冷戦が影を落として次第に泥沼化の様相を呈し始めていたので、シアヌークは隣国の戦争に巻き込まれないようカンボジアの独立維持に腐心しつつ国内建設を急がねばならなかった。そのためシアヌークは外国からの援助を自由主義圏、共産主義圏の双方から受け入れ、東西両陣営のバランスをとる「中立・非同盟」主義を貫くことになった³⁹。こうした国際情勢の中で、カンボジア政府は、岸首相のカンボジア訪問を契機に、「日本・カンボジア間友好条約」に基づき、経済技術協力に関する交換公文を交わした（57年11月1日）。そして、「日本とカンボジアとの間の経済及び技術協力協定」は結局59年3月2日プノンペンで締結され、同年7月6日に発効した。この協定で、日本はカンボジアに対して生産物及び役務の供与からなる15億円（約417万ドル）の無償援助（準賠償）を行うことを約束した。だが、この援助額もラオスの場合と同様に極めて「少額」であり、日本にとっては殆ど「支払わなくて済んだ賠償」であったと言えよう（表1参照）。

日本はこのカンボジアとの「経済技術協力協定」に基づいて、無償援助を実施することになった。その主要な援助案件（プロジェクト）を挙げると、59年に「プノンペン市水道改良拡張工事」として久保田水道が7億8400万円で工事を請負い、日本の無償援助金4億7520万円が「プノンペン上水道用資材、設備」費用として充当された。次いで、61年にカンボジア政府が「農業技術センター・診療センター・牧畜センター建設工事」を大林組に10億5866万4000円で発注し、日本からの無償援助金5億8509万5000円が充当された。そして、この三センターの建設工事は、64年3月に完成し、66年カンボジア側に引き渡された⁴⁰。さらに、「トンレサップ河架橋建設用資材」として3億500万円の援助金が充当された。こうして、「協定」に基づく日本の無償賠償は、66年7月5日をもって完了したのである⁴¹。カンボジアに対する日本の経済技術協力の内容は表3の通りである。

このように、カンボジアに対する日本の無償援助資金は、ラオスの場合と同様、経済開

表3 対カンボジア経済技術協力品目別認証額

(単位：千円)

1. 農業・畜産・医療、3センター	585,095
先発技術者5名派遣	4,006
農畜センター技術者15名派遣	45,952
設 計	29,285
建 設	263,612
資 材	187,095
技術者派遣（農業10名、畜産7名、医療7名）	55,145
2. センター以外のプロジェクト	914,305
プロンペン上水道用資材、設備	475,200
ポンプ、交換用資材等水道資材	37,984
トンレサップ河架橋建設用資材	305,000
電気資材（変圧器スイッチ、碍子等）	96,121
合 計	1,499,400

出所：大蔵省財政史室編『昭和財政史』第1巻、527頁。

発プロジェクトや土木・建設事業、それに直結した物資や建設資材などに充当された。日本の産業の側から見れば、これら賠償・準賠償に伴う需要は、敗戦からようやく立ち直り成長を開始した重化学工業に安定的な海外市場を提供し、土木・建設工業には海外進出への絶好の機会を与え、これらの工業の育成・発展を促す上で大きな役割を果したと言えるであろう。その上、1950年代前半までの日本の東南アジア諸国への輸出の主体が繊維品を中心とした軽工業製品であったことを考え合わせると、国際競争力が弱かった建設資材・電機器機・重化学工業製品・機械類・プラント類による賠償・準賠償の支払い（=賠償輸出）は、日本の通常の貿易と全く競合せずに日本の輸出を振興するので、日本にとって極めて好都合の賠償援助だったのである⁴²。また、日本の賠償・準賠償交渉の妥結とその実施が遅れた結果、賠償・準賠償の実質的な負担が大きく軽減され、50年代半ばから高度経済成長期に突入していた日本は、比較的容易に賠償・準賠償を支払うことができたと言えるであろう。そうしてその上、この賠償供与や無償経済協力は、日本企業が50年代以降再び東南アジア諸国への経済進出を開始する契機を与えることになったのである⁴³。

賠償（準賠償）と直結して東南アジア諸国に積極的に進出していった日本企業、特に建設会社について、海外建設協力会がこの事情を次のように記している。東南アジア諸国に対する日本の生産物及び役務による賠償（準賠償）は、「相手国の経済発展に協力する形式で実施され、昭和29年〔1954〕から開始されたが、その建設に当たるわが国建設業者の立場は、きわめて有利であった。それは外国業者との競争にわずらわされることなく、ま

た代金の支払は日本政府が行うことにより、いささかの不安もなかったからである。かくてわが国業者は、まず国家の保護のもとに海外に進出し、これら諸国の実情を身をもって体験、その後の商業ベース工事にそなえることができた」⁴⁴と。海外建設協力会は、日本の戦後復興需要が終了し、国内需要が満たされて受注競争が激化してきた建設業界が、日本による役務賠償の一環としての建設事業（＝賠償工事）を海外で実施する目的で、55年に全国建設業協会、日本電力建設業協会、日本電設工業協会、日本管工事協会、日本道路建設業協会、日本土木工業協会の6団体を中心に設立されたものである⁴⁵。

結局のところ、日本の東南アジア諸国（カンボジア、ラオスを含めて）に対する賠償・準賠償は、これら諸国の経済開発・経済発展に貢献したと言うよりは、むしろ日本企業の発展・国際化を促進し、日本の重化学工業化を推進し、日本の高度経済成長を達成する上で重要な役割を果たしたと言えよう。

さて、サンクム体制下のカンボジアは、東西両陣営からの援助を受け国内建設を推進していたが、外国からの援助は政府（官僚）内に腐敗と墮落を引き起こし、シアヌーク暗殺計画・クーデタなどが露見したりもして、シアヌーク体制に反発する力も増大した。その上、ベトコン（南ベトナム解放民族戦線）軍を追撃する南ベトナム軍が頻繁にカンボジアに越境侵犯するようになる一方で、隣国タイとの間にも国境問題が持ち上がった。それ故、シアヌークは次第に北の中国との結びつきを強めて行くようになり、63年から中国に倣つて「自力更生」路線に急転換した。そして、同年11月にはアメリカからの援助を拒否し、ベトナム戦争への直接介入を深めてカンボジア領をも爆撃の対象にするようになったアメリカと国交を断絶した（65年5月）。外国からの援助のうちアメリカの援助が約8割も占めていたので、カンボジア経済はたちまち行き詰まり、財政危機に陥った。こうしたシアヌークの中立政策、経済政策（自力更生策）の失敗から、サンクム内部では左右両派の抗争が激化の一途をたどり、シアヌークに弾圧された左派（＝クメール・ルージュ——赤いクメール、共産主義勢力——）は地下活動に潜った（67年）。左派と同様、シアヌーク批判を強めていた右派のロン・ノル首相は、シアヌーク不在中の70年3月クーデタを決行し、シアヌーク元首を解任してアメリカ、南ベトナムとの関係を深めた。一方、北京にあったシアヌークは、同年5月にクメール・ルージュ（ポル・ポト、キュー・サンファン）と共に闘して「カンプチア（カンボジア）民族統一戦線」と「カンボジア王国民族連合政

府」を樹立して、親米ロン・ノル政権（後のソン・サン派）との熾烈な内戦に突入した。

やがて「カンプチア民族統一戦線」の主導権はクメール・ルージュが握るようになり、75年4月アメリカ軍がプノンペンからの撤退を開始すると、クメール・ルージュが入城して、ロン・ノル政権はあえなく崩壊した。そして翌76年1月ポル・ポトを首相とする「民主カンボジア」政府が樹立された。ポル・ポト首相は、西側諸国に対して鎖国し、都市住民を農村に強制的に移住させ労働させる極端な農本主義政策や私有財産制の否定、貨幣の廃止などの政策をとり、餓死、病死、公務員や教員、医師らの知識人や僧侶らの処刑、政治粛清などで200万人近い死者を出したと言われている。間もなく、カンボジアで猛威をふるっていたクメール・ルージュ（ポル・ポト政権）の内部で権力闘争が起り、78年12月親ベトナム派勢力がヘン・サムリンを中心に救国民族統一戦線を結成し、翌年1月ベトナム軍に支援されてプノンペンを占領、カンボジア人民共和国（ヘン・サムリン政権）を成立させた。タイ国境地帯に逃れたポル・ポト派は、反ベトナムのゲリラ戦を展開し、82年6月にはヘン・サムリン政権・ベトナムに反抗する民主カンプチア三派連合政府（ポル・ポト派、シアヌーク派、ソン・サン派）を結成し、カンボジアを再び二分して戦った。三派連合側には中国、アメリカ、日本などが後楯となり、ヘン・サムリン政権側にはベトナム、ソ連が支援するという、正に東西代理戦争の様相を呈する「カンボジア紛争」となった。20年近く続いたカンボジア内戦も、89年のベトナム軍のカンボジア撤退、中ソ・中越関係正常化、冷戦構造の崩壊など国際環境が激変する中で、91年の四派によるパリ和平協定によってようやく終結した。93年の総選挙で、ポル・ポト派がボイコットしたが、残り三党（シアヌークらのフンシンペック党、フン・セン、ヘン・サムリンらのカンボジア人民党、ソン・サンらの佛教自由民主党）連立による新生カンボジア王国が誕生した。しかし、ポル・ポト派の抗戦とか連立政権内の二大政党の対立といったような、内戦・ポル・ポト政権時代の負の遺産はまだ完全に清算できたわけではなく、国内秩序のさらなる安定化が待たれているのである。

日本の準賠償としての無償経済協力が終了した66年以降のカンボジアは、上述したように異常な政治的混乱、内乱、政権交代、そして「大虐殺」の行われた悲劇的なポル・ポト共産政権（鎖国）時代、国際戦争の様相を帯びた内戦の時代と、90年代に至るまで政治的安定は得られなかった。こうした事情から、アメリカの軍事同盟国であった日本政府がカ

ンボジアに対して経済協力を行うのは殆ど不可能であったと言えよう。表4は、日本政府の東南アジア諸国に対する経済援助（円借款）を集計したものである。これによると、日本政府は1957年から1993年の間にカンボジアに対して68年に一度だけ僅か15億円の円借款（有償資金協力）を供与したのみで——ラオスに対しては52億円——、他の東南アジア諸国と比較しても極端に少なかったのである。日本の経済協力の唯一の例外として、メコン河総合開発の一部としてプレクトノットダム建設への協力が挙げられる。これは、69年にカンボジア公共事業省大ダム公社がプレクトノットダム発電所の工事請負を72億9825万円

表4 日本の対東南アジア経済援助（円借款）

(単位：億円)

年 度	ベトナム	インドネシア	マレーシア	タ イ	フィリピン	ビ ル マ	カンボジア	シンガポール	ラ オ ス	バ プ ア ・ ニューギニア	合 計
1957	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27
1966	—	108	48	—	—	—	—	—	—	—	156
1967	—	344	—	216	—	—	—	—	—	—	560
1968	—	295	—	—	108	108	15	—	—	—	526
1969	—	293	—	—	—	—	—	—	—	—	293
1970	16	360	—	—	—	—	—	29	—	—	405
1971	78	733	360	—	234	36	—	8	—	—	1449
1972	11	639	—	640	123	233	—	90	—	—	1736
1973	83	1428	—	—	153	116	—	—	—	—	1780
1974	90	600	360	230	148	—	—	—	32	—	1460
1975	—	616	—	169	148	65	—	—	—	—	998
1976	—	673	—	—	233	300	—	—	20	—	1226
1977	—	545	210	574	575	285	—	—	—	—	2189
1978	100	881	210	103	395	163	—	—	—	35	1887
1979	—	880	210	390	—	269	—	—	—	—	1749
1980	—	—	—	550	360	316	—	—	—	51	1277
1981	—	580	546	550	420	—	—	—	—	—	2096
1982	—	120	—	700	500	748	—	—	—	—	2068
1983	—	1307	610	674	651	—	—	—	—	—	3242
1984	—	—	210	696	425	591	—	—	—	—	1922
1985	—	754	48	721	728	362	—	—	—	47	2660
1986	—	800	126	—	—	—	—	—	—	96	1022
1987	—	881	—	819	1206	329	—	—	—	—	3235
1988	—	2684	788	758	1290	—	—	—	—	111	5631
1989	—	1784	613	812	1150	—	—	—	—	—	4359
1990	—	1816	—	—	1616	—	—	—	—	119	3551
1991	—	1612	—	847	368	—	—	—	—	66	2893
1992	455	1742	629	1274	816	—	—	—	—	—	4916
1993	523	1580	539	1045	470	—	—	—	—	—	4157
合計	1383	24055	5507	11768	12117	3921	15	127	52	525	59470

出所：疋田康行編著『「南方共栄圏」—戦時日本の東南アジア経済支配—』多賀出版、1995年、683頁。

で前田建設工業に発注したことから始まった。しかしながら、翌年には建設現場付近がカンボジア内戦の戦場と化してしまったため、前田建設工業は工事を中止せざるを得なかつたのである⁴⁶。

日本政府が本格的にカンボジアへの経済協力（無償資金協力と技術協力）を再開するのは、91年にパリ和平協定が締結されて内戦が終結してからであった。92年6月に東京でカンボジアを含む33カ国、13の国際機関の代表を集めて開催されたカンボジア復興閣僚会議で、カンボジアの再建・復興に8億8000万ドルの援助が約束されたが、その中で日本政府は最大の1億5000万ドルの拠出をした。そして、日本はそれ以後92年に61億2000万円、93年に84億2700万円、94年に118億2100万円、95年（8月末まで）に62億400万円とカンボジアに無償資金援助を実施し、二国間援助でカンボジアに対する最大の援助国となったのである。これらの援助資金は、主としてトンレサップ河架橋修復工事、プノンペン市発電所改修工事、国道六A号線修復、プノンペン市上水道整備事業、道路建設センター改修建設、プノンペン港拡張工事、母子保健センター建設、プノンペン市電話網整備などのプロジェクトや、食糧、医療、教育、文化施設などに充当された⁴⁷。

更に、99年には日本政府はカンボジアに対する円借款を31年ぶりに再開し、30億円がカンボジア南西部のシアヌーク・ビル港の整備にあてられることになった。また、カンボジアの退役軍人の帰農のための技術指導や地雷の除去を支援するため、30億円相当の技術協力や80億円程度の無償資金協力をすることになった⁴⁸。このように、近年日本政府はカンボジアへ大規模な経済協力を実施するようになってきたが、それは前述した賠償（準賠償）による経済協力のようであってはならず——賠償（準賠償）による日本の経済協力は、東南アジア諸国の経済開発・経済発展に貢献したと言うよりは、むしろ日本の企業発展・日本の経済発展に大きな役割を果たした——、カンボジアの経済・社会発展を真に支援するものでなければなるまい。そのためには、日本の有償・無償援助あるいは技術協力が、これまで一般的であったような日本主導の「開発援助」・「プロジェクト援助」あるいは物品とか役務の調達を日本企業に限定するような「タイド（紐付き）援助」であってはならず、援助受け入れ国のニーズに応える「アンタイド援助」あるいは「草の根無償援助」が望まれているのである⁴⁹。そうして、これからは受け入れ国の「生態系に適った開発」の援助に限定すべきであり、これらの国の自然環境を破壊したり、現地住民の生活基

盤の破壊をもたらすような援助であってはならないのである。経済と環境の調和した「持続可能な社会」の実現に寄与すべきなのである。

注

- (1) 本稿は最初大東文化大学戦後史研究会による「日本の戦後賠償と経済協力」に関する共同研究の一環として準備されたが、同共同研究の出版（永野慎一郎・近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、1999年）に際して編集上の都合から論文の構成などで大幅な変更を余儀なくされた。それ故、本稿は同書の篠永執筆箇所と重複する記述があることをお断りする。
- (2) 日本の仏領インドシナ進駐に関しての記述については以下の文献を参照。疋田康行編『「南方共栄圏」—戦時日本の東南アジア経済支配—』多賀出版、1995年、101～134頁、白石昌也「1940—41年インドシナをめぐる日仏経済交渉(1)」「第二次世界大戦とアジア社会の変容」大阪外語大学アジア研究会編、1986年、同「第二次世界大戦期の日本の対インドシナ経済政策」『東南アジア—歴史と文化—』第15号、1986年、同「ベトナム」吉川利治編著『日本と東南アジア』東京書籍、1992年、123～152頁、白石昌也・吉田元夫「太平洋戦争期の日本の対インドシナ政策—その二つの特異性をめぐって—」『アジア研究』第23巻第3号、1976年、立川京一「仏領インドシナにおけるフランスの対日譲歩」三輪公忠・戸部良一編『日本の岐路と松岡外交』南窓社、1993年、157～173頁、立川京一『第二次世界大戦とフランス領インドシナ—「日仏協力」の研究』彩流社、2000年、波多野澄雄「南進への旋回：1940年—『時局処理要綱』と陸軍—」『アジア経済』第26巻5号、1985年、難波ちづる「ヴィシー期・フランスのインドシナ統治をめぐる本国政府と植民地政府」『三田学会雑誌』第91巻3号、1998年、Brocheux, Pierre et Hémery, Daniel, *Indochine : la colonisation ambiguë (1858-1954)*, Editions La Découverte, 1995.
- (3) 雲南鉄道はインドシナ総督の肝入りでフランスの中国市場進出の手段としてパリの銀行グループによって建設され、1910年に開通した。拙稿「雲南鉄道とフランス帝国主義」『土地制度史学』第136号、1992年参照。
- (4) 疋田康行編、前掲書、110～112頁。
- (5) 北部仏印進駐に伴い日本軍は華南占領地で使用した丙号軍票と呂号軍票を使用したが、間もなくピアストルの調達が可能となった為に仏印での軍票使用は撤回された。疋田康行編、前掲書、238～241頁、参照。仏印進駐の経緯については、吉沢南『戦争拡大の構図—日本軍の「仏印進駐」—』青木書店、1986年、参照。
- (6) インドシナ銀行Banque de l' Indochineはパリの大銀行によって1875年に設立されたフランスの植民地発券銀行であり、フランスのインドシナ支配の確立・拡大と共に発展し、アジアに於ける一種の国立銀行として急速にその地位を確立した。インドシナ銀行については、権上康男『フランス帝国主義とアジア—インドシナ銀行史研究—』東京大学出版会、1985年、Meuleau, Marc, *Des Pionniers en Extrême-Orient*, Paris, Fayard, 1990, 参照。
- (7) 田渕幸親「『大東亜共栄圏』とインドシナ—食糧獲得のための戦略—」『東南アジア—歴史と文化—』第10号、1981年、疋田康行編、前掲書、113～116頁。
- (8) 日本軍の南部仏印への進駐には、対仏印交渉と並行して行われていた対蘭印経済交渉の不調も大きく影

響している。また、軍部は南部仏印をシンガポール、ジャワ、フィリピンなどに対する軍事的拠点にしようとしていた。南部仏印進駐については、吉沢南、前掲書、178頁以降参照。

- (9) 日本軍による「南部仏印進駐」は、直ちに米・英・蘭（蘭印）などの反発を招き、米・英・蘭が領土内の日本人資産を凍結し、アメリカは石油をはじめ重要軍需物資一切の対日輸出を禁じるという強硬措置をとった。この措置が日米関係を決定的に悪化させ、日米開戦に突入する第一歩となった。
- (10) その上日本は、「日仏共同防衛協定」に基づいて、日本軍の進駐・駐屯に必要な経費までをも仏印当局に支払わせたのである。仏印当局は、40年10月から45年3月までに防衛分担金として計7億2300万ピアストルを支払った。そして、45年3月の「仏印処理」後、日本軍はインドシナ銀行を接収してピアストル貨を確保し、紙幣の増発を行ったのである。田渕幸親「日本の対インドシナ『植民地』化プランとその実態」『東南アジア—歴史と文化—』第9号、1980年、吉沢南、前掲書、242~247頁、古田元夫『ベトナムの世界史』東京大学出版会、1995年、121~122頁、桜井由躬雄・石澤良昭『東南アジア現代史Ⅲ ベトナム・カンボジア・ラオス』山川出版社、1988年、168~174頁、参照。
- (11) この数値は、1945年のホー・チ・ミンのベトナム民主共和国独占宣言で言及され、長らくベトナム人の間で信じられてきたものだが、日本がゴ・ディン・ジェム政権と賠償交渉を行った際には、ジェム政権は「100万人」という数値を提示した。この45年飢饉の実態の解明は近年進んできており、餓死者の総数は100万人以上で200万人未満であるというのが妥当な推計値とされている。古田元夫「ベトナム現代史における日本占領」倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本占領』早稲田大学出版部、1997年、506~524頁、小林昇『私のなかのベトナム』未来社、1968年、Brocheux, Pierre et Hémery, Daniel, *op.cit.*, p.337、参照。
- (12) 古田元夫、前掲書、112~126頁、古田元夫「日本軍による支配の実態と民衆の抵抗・ベトナム」『歴史評論』1992年8月、早乙女勝元『ベトナム“200万”餓死の記録』大月書店、1993年、内海愛子・田辺寿夫編著『アジアからみた「大東亜共栄圏」』梨の木舎、1995年、家永三郎『戦争責任』岩波書店、1985年、99~102頁、参照。

1944年末一兵卒としてベトナム北部にやって来た小林昇氏は大飢饉の惨状を次のように記している。「ヴェトナム全土への日本軍のいわゆる進駐は、敗戦に近づくにつれて東南アジアの海陸の交通路をアメリカの海・空軍によって寸断されるという結果を生んだため、中国とコータンシナとから飢饉の北部ヴェトナムへの食糧の輸送が不可能になったうえ、日本軍は現地で食糧を徵發してたっぷり貯蔵しましたから、1944年から45年にかけて、実に200万の餓死者と病死者とがトンキンで生じたのです。…わたくし自身がソンコイ川のデルタ地帯を歩いて直接この目で見た死者や瀕死者の数はほんとうにおびただしいものでした。」小林昇『帰還兵の散歩』未来社、1984年、37頁。

- (13) 綾部恒雄・石井米雄編『もっと知りたいカンボジア』弘文堂、1996年、254頁、参照。
- (14) 内海愛子・田辺寿夫編著『語られなかったアジアの戦後』梨の木舎、1991年、114~146頁、古田元夫、前掲書、126~132頁、参照。

日本が「仏印処理」後直ちにベトナム、ラオス、カンボジア三国に「独立」を認めたのは、中立条約を結んでいたソ連を仲介する終戦工作に期待して、「仏印処理」がフランスと同盟関係（1944年12月）にあったソ連を刺激するのを避けたかったからと言われている。

- (15) 戦後のラオスについての記述は、内海・田辺編著『語られなかったアジアの戦後』、128~134頁、古田元夫、前掲書、132~143頁、綾部恒雄・石井米雄編『もっと知りたいラオス』弘文堂、1996年、32~43頁、

上東輝夫『ラオスの歴史』同文館、1990年、101頁以降、上東輝夫『現代ラオス概説』同文館、1992年、桜井・石澤編、前掲書、参照。

- (16) ビエンチャン政府の外交権や防衛権はフランスに抑えられたままだったので、この独立は眞の独立とはいひ難いものであった。
- (17) 日本の戦後処理・賠償問題については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第1巻、東洋経済新報社、1984年、149~537頁、小林英夫『戦後日本資本主義と「東アジア経済圏」』御茶の水書房、1983年、27~56頁、同『日本軍政下のアジア』(岩波新書) 岩波書店、1993年、185~197頁、塚本孝「戦後補償問題—総論(1)」国立国会図書館、ISSUE BRIEF, No.228 (『調査と情報』第228号) 1993年、1~14頁、伊藤哲雄「第二次世界大戦後の日本の賠償・請求権処理」『外務省調査月報』1994年、No.1、77~115頁、加藤淳平「賠償の経済的効果に関する試論(1)」『外務省調査月報』第4巻第7号、1963年7月、521~548頁、内海愛子・越田稜・田中宏・飛田雄一監修『ハンドブック戦後補償』梨の木舎、1992年、参照。
- (18) 連合国の大戦後賠償政策は当初から、第一次世界大戦の戦後処理(対ドイツ賠償請求問題)の失敗を踏まえて、日本に戦争被害の賠償を求めるのではなく、日本の非軍事化と戦争能力の除去を主眼としたものであった。
- (19) こうした賠償は平和条約による最終的賠償ではないという意味で「中間賠償」と呼ばれた。日本の産業施設の30%の中間賠償により、1950年5月までに鉄鋼、造船、火力発電、工作機械、航空機工業、化学工業など10工業部門から4万3919台の機械設備が撤去され、その引取国別の評価額は、中華民国54.1%、オランダ(東インド)11.5%、フィリピン19.0%、イギリス(ビルマ、マライ、極東イギリス植民地)15.4%で、合計1億6516万円(1939年価格)であった。大蔵省財政史室編、前掲書、316頁、参照。
- (20) 中国、朝鮮はどちらも講和会議に招請されず、インド、ビルマ、ユーゴスラビアは招請されたが参加せず、ソ連、ポーランド、チェコスロvakiaは条約内容に不満があるなどの理由で署名しなかった。また、インドネシアは署名はしたが、賠償の規定が不十分であるとして批准しなかった。こうしたことから、この講和条約は単独講和であると批判されることとなり、日本の戦後責任・戦後補償をあいまいにする大きな問題を含んでいた。
- (21) 日本との二国間協定による賠償については、小林英夫『戦後日本資本主義と「東アジア経済圏」』、29~32頁、内海・田辺編著『語られなかったアジアの戦後』、316~334頁、大蔵省財政史室編、前掲書、475~537頁、内海・越田・田中・飛田監修、前掲書、参照。
- (22) 例えば、フィリピンの賠償要求額(1951年)は、物的損害8億741万1000ドル、人命損失16億7789万2000ドル、徴収物資・サービス55億1432万1000ドル、総計79億9962万4000ドルとされたが、賠償協定額は結局5億5000万ドルで要求額の僅か6.9%でしかなかった。大蔵省財政史室編、前掲書、487~498頁、参照。
- (23) この会議にネオ・ラオ・イサラ(ラオス自由戦線)、クメール・イサラク(クメール抵抗派)も代表団を派遣したが、参加は認められなかった。その結果、ラオス、カンボジア両国の王国政府に正統性を付与するものとなった。また、アメリカとバオダイ政権は協定に調印せず、結局それを空文化することになる。Joyaux, Francois, *La Chine et le règlement du premier conflit d' Indochine (Genève 1954)*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1979, 浦野起央『ジュネーブ協定の成立』巖南堂、1970年、赤木完爾『ベトナム戦争の起源』慶應通信、1991年、川本邦衛編『南ベトナム政治犯の証言』(岩波新書) 岩波書店、1974年、古田元夫、前掲書、215~220頁、参照。

- (24) プーマ首相もルアンプラバン王家の出身で、ネオ・ラオ・イサラの指導者スパヌウォン殿下は実弟。
- (25) ところが、日本が軍事占領した仏印の宗主国であったフランスに対しては、日本政府は戦後処理として「仏印特別円」残高の支払いを行っている。即ち、占領期間中日本はフランスとの間に円建の清算勘定を開設し、これを裏付けに多額の現地通貨を調達して軍需物資の購入や占領費の支弁を行った。この清算勘定の借越残高が「仏印特別円」である。敗戦と同時に日本は債務を負ったままインドシナから撤収した。こうして、戦後フランス政府との間に「仏印特別円」問題が生じ、1957年3月に日本は15億円相当の英ポンド及び48万ドルの米ドルを支払うことで決着した。大蔵省財政史室編、前掲書、529～530頁、小林英夫『日本軍政下のアジア』、193～194頁、参照。
- (26) 大蔵省財政史室編、前掲書、525～528頁、参照。括弧内の数字は、海外建設協会編『海外建設協会30年のあゆみ（資料編）』1985年、58～59頁による。
- (27) 久保田豊と日本工営会社については、永塚利一『久保田豊』電気情報社、1966年、日本工営『追悼 久保田豊』日本工営株式会社、1987年、久保田豊・山口仁秋『アジア開発の基盤を築く』アジア経済研究所、1967年、鷺見一夫『ODA援助の現実』岩波書店、1989年、127～137頁、矢野信太郎『アジア・開発援助の光と影』山海堂、1995年、17～34頁、日本工営株式会社編『日本工営35年史』1981年、2～99頁、日本工営株式会社編『日本工営50年史』1996年、中村雅秀『アジアの新工業化と日本』青木書店、1997年、165～223頁、参照。
- 久保田豊は、戦前から戦中にかけて朝鮮、満州、海南島（日本軍が1939年2月占領する）、仏印、蘭印などに渡り、赴戦江発電所、長津江・虚川江発電所、鴨緑江ダム（水豊発電所）等の大規模なダム・発電所を建設し、海南島では大鉄鉱山（石碌）の開発、また仏印・蘭印では大規模な開発計画を立案するなど、日本の軍部・政府の後援の下で活発な事業活動を行った。戦後帰国し、47年に日本初のコンサルタント会社（日本工営会社）を設立して、東南アジア諸国の経済開発と技術協力を主要な事業とするようになった。53年から54年にビルマ、ベトナム、ラオス、インドネシア等に赴いて調査活動を行い、賠償による大型プロジェクトとしてビルマのバルーチャン・ダム（水力発電所）、ベトナムのダニム・ダム、インドネシアのカランカテス・ダムの建設などを次々と実現していった。
- (28) 笠井利之編『メコン開発をめぐる動き』アジア経済研究所、1997年、永塚利一、前掲書、345～357頁、日本工営株式会社編『日本工営35年史』70～91頁、参照。
- (29) 海外建設協会編『海外建設協会30年のあゆみ（資料編）』1985年、61～63頁、海外建設協力会編『海外建設協力会20年のあゆみ』1976年、10～21頁参照。
- (30) 綾部・石井編『もっと知りたいラオス』、223～225頁。ナムグム発電所の発電電力の約75%はタイに送電され、ラオスの重要な外貨獲得源になっている。
- (31) 同上書、224～225頁、参照。
- (32) ジュネーブ協定以降のラオスについての記述は、上東輝夫『ラオスの歴史』、上東輝夫『現代ラオス概説』、桜井・石澤、前掲書、参照。
- (33) 1975年以前のラオスは、国家予算の約50%を外国援助と中央銀行からの借り入れで補い、外国為替操作基金にも西側諸国から拠出を仰いでいた。勿も、75年以降は西側諸国に代わって、ソ連・ベトナムなど社会主義諸国からの援助を得ていた。鈴木基義「ラオスの新経済メカニズム—トリレンマの克服—」『アジア経済』第34巻第3号、1993年、上東輝夫『ラオスの歴史』150頁以降参照。

- (34) 日本の対ラオス援助の増加には、カイソン首相自らが日本の「明治維新」「日本の経験」に学べとの姿勢を打ち出し、日本の経済協力に大きな期待を表明したことも影響している。
- 堂本健二「ラオス：経済開発の現状と国際協力の方向」『彦根論叢』第297号、1995年、綾部・石井編『もっと知りたいラオス』178～231頁、鈴木基義、前掲論文、上東輝夫『ラオスの歴史』150～181頁、上東輝夫『現代ラオス概説』参照。
- (35) 戦後のカンボジアについての記述は、ミルトン・オズボーン（石澤良昭監訳）『シハヌーク』岩波書店、1996年、綾部恒雄・石井米雄編『もっと知りたいカンボジア』弘文堂、1996年、W. バーチェット（土生長穂・小倉貞男他訳）『カンボジア現代史』連合出版、1983年、熊岡路矢『カンボジア最前線』岩波書店、1993年、内海・田辺編著『語られなかったアジアの戦後』135～146頁、桜井・石澤、前掲書、294～369頁、野口博史「ベトナム戦争とカンボジア」『国際政治』第130号、128～142頁、参照。
- (36) クメール抵抗派は50年6月には「カンボジア臨時抗戦政府」（首席ソン・ゴク・ミン）を樹立し、53年11月のカンボジアの完全独立以後も、カンボジア東北部へ侵入したベトミン軍（54年4月）と共に活発なゲリラ活動を展開した。桜井・石澤、前掲書、309～312頁、参照。
- (37) サンクムは、王政と仏教の護持というカンボジアの伝統的価値の基盤の上に、社会主义の理念を導入し、平等で民主的な社会の建設（＝王政社会主義）を目指した新国民運動であった。
- (38) 「日本・カンボジア間友好条約」は、56年7月にプノンペンで批准書の交換が行われ、同年8月21日発効した。内海・田辺編著『語られなかったアジアの戦後』328～329頁、内海・越田・田中・飛田監修、前掲書、資料⑬⑭、参照。
- (39) 例えば、東西両陣営からの対カンボジア援助を列挙すれば次のようになる。
- 55年5月16日、米国・カンボジア軍事援助協定調印。
- 56年5月9日、カンボジア・中国経済援助協定調印。5月17日ソ連と外交関係樹立。
- 57年7月20日、中国と外交関係樹立。
- 58年11月19日、北ベトナムと貿易支払い協定調印。
- 60年2月10日、日本・カンボジア貿易取り決め調印。12月19日、カンボジア・中国友好不可侵条約調印（中国と経済援助議定書）。
- 64年2月8日ソ連、3月15日中国、4月10日フランスからの軍事援助開始。
- 日本の準賠償としての無償援助もこうした東西両勢力の援助競争の一環として行われたとも言えよう。
- 山川寿「カンボジアの対外関係と外国援助」『アジア経済』第66巻第6号、1965年、内海・田辺編著『語られなかったアジアの戦後』140～141頁、参照。
- (40) 農業技術友好センターは、プノンペン市から北西330kmのバッタンバン州内の300haの土地に農業試験場と訓練施設が建設されたものである。畜産センターは、プノンペン北東135kmのコンポンチャム州内の900haの土地に家畜育種改良と飼料作物のための試験場・畜舎・訓練棟が建設されたものである。医療センターは、バッタンバン州モンゴルボレイに建設され、巡回診療車を備えた地域医療病院である。日本は66年以降も3年間この三センターの運営に協力し、機器類も追加供与した。
- 石澤良昭「激動のカンボジア農村社会」『国際農林業協力情報』第7巻第3号、1984年、石澤良昭「カンボジア」『東南アジアを知る辞典』平凡社、1986年、390～395頁、参照。
- (41) 大蔵省財政史室編、前掲書、525～528頁、海外建設協会編『海外建設協会30年のあゆみ（資料編）』56～

57頁、参照。

- (42) 小林英夫『戦後日本資本主義と「東アジア経済圏」』26~56頁、同『日本軍政下のアジア』194~201頁、中岡三益編『戦後日本の対アジア経済政策史』アジア経済研究所、1981年、103~149頁、加藤淳平、前掲論文、参照。
- (43) 大蔵省財政史室編、前掲書、536~537頁、参照。
- (44) 海外建設協力会編『海外建設協力会20年のあゆみ』6~7頁。
- (45) 海外建設協会編『海外建設協会25年史』1980年、22~26頁参照。
- (46) 正田康行編、前掲書、681~683頁、海外建設協力会編『海外建設協力会20年のあゆみ』20~21頁、海外建設協会編『海外建設協会30年のあゆみ(資料編)』64頁、参照。
- (47) 綾部・石井編『もっと知りたいカンボジア』257~262頁、参照。
- (48) 『朝日新聞』1999年2月17日、参照。1999年7月26日に日本政府はシアヌーク・ビル港の改修工事を対象に約41億4000万円の円借款を行った。
- (49) 中村雅秀、前掲書、165~223頁、鷺見一夫、前掲書、松井やより『市民と援助』岩波書店、1990年、参照。